（独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部改正）

**第二条**　独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令（平成十九年財務省国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （責任準備金）<br>**第十三条**　（略）<br>２　前項の規定により積み立てられた責任準備金では、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、主務大臣の定めるところにより、責任準備金を追加して積み立てなければならない。<br>（会計監査報告の作成）<br>**第十六条の二**　（略）<br>２　（略）<br>３　会計監査人は、通則法第三十八条第一項の財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。<br>一～三　（略）<br>四　第二号の意見がある場合は、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容と通則法第三十九条第一項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容<br>五～七　（略）<br>４　前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。<br>一　会計方針の変更<br>二・三　（略）<br>（住宅部分を有する建築物が保安上危険であり、又は衛生上有害である場合）<br>**第三十五条**　令第一条第四号の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。<br>一　住宅部分を有する建築物について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九条第一項の規定による除却の命令を受けた場合<br>二　住宅部分を有する建築物について次に掲げる法律の規定による勧告（当該建築物の除却を実施すべき旨のものに限る。）を受けた場合<br>イ　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第七十六条第一項<br>ロ　津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第九十二条第一項<br>三　住宅部分を有する建築物について除却する必要があり、かつ、当該建築物の敷地の全部又は一部が次に掲げる区域に含まれる場合<br>イ　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）第三条第二項第一号に規定する区域<br>ロ　建築基準法第三十九条第一項の規定により地方公共団体が条例で指定した災害危険区域（同条第二項の規定により当該区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止が定められた区域に限る。） | （責任準備金）<br>**第十三条**　（略）<br>２　前項の規定により積み立てられた責任準備金（同項第二号に掲げる保険関係に係るものに限る。）では、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、主務大臣の定めるところにより、責任準備金を追加して積み立てなければならない。<br>（会計監査報告の作成）<br>**第十六条の二**　（略）<br>２　（略）<br>３　会計監査人は、通則法第三十八条第一項の財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。<br>一～三　（略）<br>（新設）<br>四～六　（略）<br>４　前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。<br>一　正当な理由による会計方針の変更<br>二・三　（略）<br>（住宅部分を有する建築物が保安上危険であり、又は衛生上有害である場合）<br>**第三十五条**　令第一条第四号の主務省令で定める場合は、住宅部分を有する建築物について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九条第一項の規定による除却の命令その他これに準ずる措置が講じられた場合とする。<br>（新設）<br>（新設）<br>（新設） |